

秋田県公安委員会告示第 1 1 3 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次の者を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、告示する。

令和4年12月6日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 運転免許取得者等検査を行う者及び使用する施設
 - (1) 名称
協業組合三交モータース商会
 - (2) 住所
秋田市寺内字三千刈120番地5
 - (3) 代表者
金 森 幸 志
 - (4) 施設の名称
八郎瀧太平自動車学校
 - (5) 施設の所在地
南秋田郡八郎瀧町真坂字鳥屋崎33番地
- 2 運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
 - (1) 方法の区分
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号及び第2号に掲げる検査
 - (2) 名称
認知機能検査同等方法
運転技能検査同等方法
- 3 運転免許取得者等検査の認定年月日
令和4年11月17日